

住民基本台帳事務における 「特定個人情報保護評価」の実施について

1. 趣旨

特定個人情報保護評価は、特定個人情報ファイルを保有する者が特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するものである。

このたび、システム標準化による住民基本台帳事務のシステム更改を令和7年1月に実施するにあたり、個人のプライバシー等の権利利益の保護措置を図ることを目的に、評価書の内容修正、区民意見公募及び第三者点検を実施する。

2. 評価書の内容

- I 基本情報…事務の内容、使用するシステム等の説明
- II 特定個人情報ファイルの概要
 - …各種情報ファイルの記録項目、特定個人情報の入手・使用方法、特定個人情報の委託事項・提供事項・移転事項等の詳細
- III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
 - …IIで掲げた項目に対するリスク措置等の対応
- IV その他のリスク対策…自己点検や監査等の対策
- V 開示請求、問合せ…開示請求先、問い合わせ先等
- VI 評価実施手続…区民意見公募や第三者点検の実施日等

3. 主な修正項目等

- (1) 標準準拠システムへの移行により特定個人情報ファイルの項目を修正
- (2) ガバメントクラウドの利用により特定個人情報の保管場所を修正

4. スケジュール（予定）

12月1日～12月21日	区民意見聴取（パブリックコメント）の実施
12月22日～1月10日	区民意見を受けて、評価書へ反映
1月15日	第三者点検
1月16日～2月上旬	第三者点検を受けて評価書へ反映
2月下旬	区議会へ区民意見聴取・第三者点検結果の報告
3月上旬	個人情報保護委員会へ評価書を提出 評価書・区民意見公募の回答を公表（広報紙等）

5. パブリックコメント概要

- (1) 公表場所…区の広報紙への掲載(12月1日号)、品川区ホームページ、戸籍住民課窓口、地域センター窓口
- (2) 意見提出方法…郵便、FAX、区ホームページ意見投稿フォーム、情報推進課へ持参

6. 根拠法令

- ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 28 条
- ・ 特定個人情報保護評価に関する規則(平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号)
- ・ 特定個人情報保護評価指針(平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 4 号)

参考：①システム標準化について

これまで地方公共団体が基本的な事務を処理するため、住民記録や住民税等の基幹系システムを独自に構築し、個別機能のカスタマイズを行っていた。結果、維持管理や制度改正時の改修において、経費と人的作業が各自治体の大きな負担となっていた。この課題を解決するため、また国民（区民）サービス向上の観点から、令和 7 年度末までに国が定める標準仕様書に準拠したシステムの導入が義務付けられている。

②ガバメントクラウドについて

国の全ての行政機関（中央省庁・独立行政法人など）や地方自治体が共同で行政システムをクラウドサービスとして利用できるようにした「IT 基盤」。